

はやまNEWS

このページでは、町の最新情報をお知らせします。今月は「くるくる市」や「バスのこと」などです。

広報はやま2月号

くるくる市



家庭で使わなくなった衣類や本、食器などを町内で「くるくる」と循環させ、リユース（再使用）を進めるためのイベントです。

去年実施したくるくる市には、約580人が来場し、リユース量は約1,106キログラムでした。

日時 2月20日(土)
10時～15時

場所 福祉文化会館大会議室

持込み
当日の14時までに受付へお持ちください。

対象品 衣類・靴・バッグ・本・食器など

※持込み禁止品などは町役場や図書館、福祉文化会館にあるチラシや町HPをご覧ください。

持ち帰り 無料で持ち帰ることがができます。マイバッグを持参してください。

※持ち帰る人は、計量とアンケート記入にご協力ください。

★ボランティア募集
イベント当日の手伝いをしてくれるボランティアスタッフを募集します。「午前中だけ」、「片付けだけ」でもOK! まずは環境課までお問い合わせください。

問合せ 環境課 ☎内線454

認知症予防講演会

「最近物忘れが多くなってきた」

「認知症の特徴ってどんなもの？」

「どこにどうやって相談しよう…」



厚生労働省の推計では、今後高齢者人口の急増とともに認知症患者数も増加し、2020年には325万人まで増加するとされています。

そこで、認知症に対する医療的なケアなどについて、診療所医師を講師に招き、町民の皆さんを対象に認知症予防講演会を開催します。

日時 3月2日(水)
13時30分～15時30分

場所 福祉文化会館大会議室

対象 町在住の勤者

定員 80人(先着順)

費用 無料

申込み・問合せ 2月5日(金)から26日(金)までに福祉課へご連絡ください。

☎内線2322～2334

インスタグラム写真展

葉山町では、昨年6月に新しい広報（情報発信）の形として、写真共有アプリ「インスタグラム」に町の公式アカウント（[nayama_official](#)）を開設しました。

写真を通じて町の魅力を発信するとともに、皆さんが感じる魅力を「#葉山歩き」という共通するキーワードで投



稿してもらっています。1月から町役場1階のロビーで開催している写真展を2月から拡大し、葉山マリーナでも展示します。

3月以降も毎月テーマを変えて展示を行う予定です。どうぞご覧ください。

【町役場】

期間 2月15日(月)から29日(月)まで

※平日8時30分～17時

場所 町役場1階ロビー

内容 皆さんのインスタグラムで「葉山歩き」と投稿された2500枚以上の中から「人」をテーマにした写真50枚を展示します

【葉山マリーナ】

期間 2月3日(水)から29日(月)まで

※火曜日は定休です

場所 葉山マリーナ プラザ

2階マリーナギャラリー

内容 1月に町役場で開催した「夕日」をテーマにした写真50枚を展示します

問合せ 政策課 ☎内線333

NHK「こころ旅」

NHK・BSプレミアムの

テレビ番組『こっぴん縦断

こころ旅』では、視聴者の皆さんから寄せられた手紙を基に、俳優の火野正平さんが自転車で全国を旅しています。

今年の春には神奈川県内の旅を予定していますので、「葉山の忘れられない風景」を手紙でお寄せください。

申込み

①ハガキか封書で

〒150-18001

NHK「こころ旅」係

②FAXで

☎03-3465-11327

問合せ

NHKふれあいセンター

☎0570-10661066

締切 2月29日(月)必着

皆さんの「こころの風景とエピソード」を
大募集しています！
詳しくは「NHKこころ旅」で検索！



ご存じでしたか？ 葉山の公共交通機関はこんなに便利なんです♪

便利で快適！ 葉山のバス

町ではバス事業者と協力しながらバスの便利さや快適さを求め、利用環境の向上を目指す取組みを進めています。

1. バスがどこにいるか

バスの接近情報（どこを通過しているか）をスマートフォンや携帯電話、パソコンから確認できる「バスロケーションシステム」を導入しています。

現在は町内を走る衣笠駅から逗子駅までを結ぶ路線のみ運用を開始しています。今後は町内全ての路線に導入する整備を進めています。

QRコードを読み取ってアクセス！



2. 公共車両の優先

バスが信号機に近づくと、赤になるタイミングを遅らせ、バスを優先通行させる公共車両優先システムを導入し、定時運行を促しています。

3. ノンステップ

バスの乗降階段を少なくすることで乗り降りをしやすくする「ノンステップバス」を導入しています。

4. バス停の屋根

バス停の屋根については土地の確保が課題ですが、出来ることから検討しています。今年度は葉山マリーナの上のバス停に屋根が設置されました。今後も関係機関との協議を重ねていきます。

5. 横浜駅直行バス

葉山と横浜駅（YCAT）を結ぶバスがあります。YCATからは羽田空港などへの直行バスもあり、主要地域へのアクセスが良くなりました。



バスに乗ったら こんなメリットが♪

◆環境にやさしくなれる

自動車からはたくさんの二酸化炭素が排出されています。環境を守るため、皆さんも「車の利用を少し控えて」バスを利用しませんか？

◆健康づくりに良い

自宅からバス停まで歩くことで、住んでいる地域の新たな発見や地域の子どもの見守り、そして運動不足解消にもつながります。

◆安全・渋滞解消につながる

雨天時に視界不良・スリップなどの不安を感じながらの運転は危険です。また、雨天時のマイカーによる送迎を控えることで、通勤・通学時間帯の渋滞緩和にもつながります。

今後もタクシー事業者との協力連携も含めて、より良い公共交通環境の整備を進めていきます。

問合せ 政策課 ☎内線335

確定申告はお早めに

	申告期間	納期限	振替納税の振替日
所得税・復興特別所得税	2月16日(火)～3月15日(火)	3月15日(火)	4月20日(水)
贈与税	2月1日(月)～3月15日(火)		
個人消費税	3月31日(木)まで	3月31日(木)	4月25日(月)

※振替納税の利用には事前に届出が必要です。



◆パソコンから申告

(1) 申告書の作成

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」では、①所得税、②贈与税、③消費税の申告書、④青色決算書などが作成できます。

(2) 用紙の取得

確定申告書関係の用紙は国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の「各種様式」からダウンロードできます。

◆税理士無料相談

年金受給者と給与所得者の所得税などの申告、小規模事業者の所得税・個人消費税の申告を対象に、税理士による無料申告相談を実施します。

※譲渡所得(土地・建物・株式など)がある人や相談内容が複雑な人、所得金額が高額な人は「遠慮ください」。

日時 2月4日(木)

9時30分～16時

(12時～13時は除く)

※受付は15時30分まで

場所 福祉文化会館

《注意》

- ・混雑時は受付を早めに締め切る場合があります。
- ・公共交通機関をご利用ください。

確定申告書等を提出するだけの場合は直接税務署に提出(郵送可)するか、町役場へ提出(郵送不可)してください。

◆税務署の作成会場

鎌倉税務署の申告書作成会場を次のとおり開設します。

期間 2月10日(水)～3月15日(火)

(土日・祝日を除く)

※2月21日、28日の日曜日は、相談と申告書を受け付けます。

時間

受付 8時30分から

相談 9時～17時

場所 署の本庁舎地下会議室

《お願い》

- ・税務署では、パソコンを利用した確定申告書の作成をお願いしています。ご自分でパソコンを操作できる人を優先する場合がありますのでご了承ください。
- ・駐車場は使用できません。公共交通機関をご利用ください。

問合せ 鎌倉税務署

☎046712215591

葉山町役場の税務課では 申告書の受付と簡易相談を実施しています

町役場税務課 からのお知らせ

◆役場での受付

町役場では、記載済みの確定申告書の提出を受け付けています。

期間 2月1日(月)～

3月15日(火)

場所 町役場1階 税務課

問合せ 税務課

☎内線251～253



◆簡易相談

給与または公的年金受給者を対象とした簡易な相談を受け付けます(要源泉徴収票)。申告内容によっては相談をお断りする場合があります。

期間 2月16日(火)～

3月15日(火)

※事前に電話での予約が必要です。(先着順)

予約専用ダイヤル

(FAXやメール等不可)

☎87612600

※受付開始直後は電話が集中するため、つながりにくいことがあります。

予約受付期間

2月4日(木)～15日(月)

9時～16時30分

(12時～13時は除く)

※いずれも役場閉庁日は除き

ます。

《相談できない申告》

- ・所得に事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、公的年金以外の雑所得がある場合
- ・控除に、雑損控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、外国税額控除、損失繰越控除がある場合
- ・準確定申告(死亡した人の申告)、過年度の申告

◆個人住民税

神奈川県内では、平成28年度までに県内全市町村で特別徴収の完全な実施を目指しています。

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)は、事業主が従業員に代わり毎月の給与から個人住民税を差し引いて市町村に納入する制度です。

従業員数や経営の規模に関わらず、給与支払者の法定義務となつています。

まだ、特別徴収を行っていない事業所においては、従業員の住民税の特別徴収への切り替えをお願いします。

事業所等への負担に配慮し、特別徴収への切り替えに係る経過措置がありますのでお問い合わせください。

《広報1月号の訂正》

8ページの「東京地方税理士会鎌倉支部」の電話番号を次のとおり訂正します。正しくは、☎046712515220です。読者の皆様、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしたことをお詫びします。